

平成 30 年度

軽自動車税について

四輪以上および三輪の軽自動車



平成 30 年度の税率は次のとおりとなります。

- 1旧税率 平成 27 年 3 月 31 日までに取得された車両
- 2新税率 平成 27 年 4 月 1 日以後に最初（新車）の新規検査を受ける車両
- 3重課税率 最初（新車）の新規検査から 13 年を経過した車両。

車種		税率（年額）			
		①旧税率	②新税率	③重課税率	
軽三輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円	
軽四輪以上	貨物	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円

さらに、平成 29 年度中に最初（新車）の新規検査を受けた軽自動車（三輪以上）で、環境負荷の小さいものについて、平成 30 年度の税率を軽減する「軽自動車税のグリーン化特例」が以下のとおり適用されます。

4 75%軽減税率適用

電気自動車

天然ガス軽自動車：平成 30 年排出ガス規制適合
または平成 21 年排出ガス 10%低減達成

5 50%軽減税率適用

乗用：平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成
または平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成
かつ平成 32 年度燃費基準 + 30%達成車

貨物：平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成
または平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成
かつ平成 27 年度燃費基準 + 35%達成車

6 25%軽減税率適用

乗用：平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成
または平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成
かつ平成 32 年度燃費基準 + 10%達成車

貨物：平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成
または平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成
かつ平成 27 年度燃費基準 + 15%達成車

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

【軽減税率適用後の年税額】

車種		税率（年額）			
		①旧税率	②新税率	③重課税率	
軽三輪		1,000 円	2,000 円	3,000 円	
軽四輪以上	貨物	営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円
		自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円
	乗用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円

軽自動車税は、毎年 4 月 1 日現在の所有者等に課税されます。4 月 2 日以降に廃車された場合の月割減額制度はありません。

原動機付自転車や軽自動車等を廃棄処分したり、友人に譲ったりしたときなど、所有しなくなったら、廃車や名義変更の申告が必要です。手続きを忘れてしまうと税金がかかりますので、3 月 31 日までに必要な手続きをしてください。

軽自動車税の減免申請

次の①、②のいずれかに該当する軽自動車などについては、納期限までに申請されると軽自動車税が減免されます。なお、減免は普通車を含め 1 人 1 台に限ります。

- ①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、一定要件に該当する人が所有または使用されている軽自動車等（一定要件については、役場へお問い合わせください）
- ②その構造が専ら障がい者などの利用に供するためのものである軽自動車など

必要書類

障害者手帳など、マイナンバーカード、免許証、印鑑、納税通知書

固税務課 課税係 ☎ 286 - 3380